

議第69号 呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

(1) 急速充電設備に関するもの

大型電動車，電動バス，電動トラック等の普及拡大に向けた必要な見直しとしての対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」といいます。）の一部改正（令和5年2月21日総務省令第8号による改正）に伴い，呉市火災予防条例（昭和37年呉市条例第19号。以下「条例」といいます。）に規定する急速充電設備について，所要の規定の整備をするものです。

(2) 喫煙等に関するもの

条例において，火災予防上の観点から，消防長が指定する場所においては，喫煙及び裸火の使用並びに火災予防上危険な物品の持込み（以下「喫煙等」といいます。）を禁止するとともに，喫煙等の禁止場所，喫煙所等にそれらを示す標識を掲示することを義務付けています。

また，健康増進法（平成14年法律第103号）においては，受動喫煙防止の観点から，多数の者が利用する施設等については一定の場所を除き，喫煙を禁止するとともに，喫煙所には喫煙専用室である旨の標識を掲示することが義務付けられています。

これらの異なる観点から同一の事項を規定する状況に対応するため，喫煙所の標識に関して所要の規定を整備するものです。

(3) その他

防火責任者に関する規定を削除するほか，引用条項の整理などをします。

2 改正の内容

(1) 急速充電設備に関するもの

現行の対象火気省令においては，電気を設備内部で変圧して電気自動車等に充電する設備のうち，全出力20キロワットを超え200キロワット以下のものを急速充電設備，全出力200キロワットを超えるものを変電設備として定義しています。また，現行の条例において，変電設備は，原則として変電設備が設置された室内に係員以外の者が出入りできないなど，急速充電設備より厳しく規制しているため，高出力の急速充電設備を設置するに当たり，障壁となっていました。

これらの状況を受け，規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）において，大型電動車，電動バス，電動トラック等の普及拡大に向けて，急速充電設備及び変電設備の消防法令上の取扱いの見直しが行われました。

その結果を踏まえ，対象火気省令が一部改正され，急速充電設備の定義から全出力の上限が撤廃されたことに伴い，条例に規定される急速充電設備に関する規定を整備します。

(2) 喫煙等に関するもの

「喫煙所」の標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてよいこととします。また、「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」の標識と併せて表示する図記号については、国際標準化機構が定めた規格（ISO）又は日本産業規格（JIS）に適合するものでなければなりません。

3 施行期日

公布の日（急速充電設備に関する規定については、令和5年10月1日）